

虐待防止の指針

(総則)

1 この指針は特定非営利活動法人愛知自立支援センター(以下「事業所」という)が一丸となって利用者に対する虐待を防止し、もって利用者の人権および尊厳を守るために以下の諸活動を定めることを目的とする。

- (1)虐待の理解
- (2)虐待の未然防止
- (3)虐待の早期発見・早期対応

(虐待の定義)

2 虐待とは、障がい者が他者からの不適切な扱いにより、人権を侵害されることとし、「障害者虐待防止法」(平成 24 年 10 月)に掲げる 5 種類の行為に準じることとする。

- ①身体的虐待：障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- ②性的虐待：障がい者にわいせつな行為をすること、又は障がい者にわいせつな行為をさせること。
- ③ネグレクト：障がい者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、その他の事業所職員としての義務を著しく怠ること。
- ④心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言、又は著しい拒絶的な対応、その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ⑤経済的虐待：当該障がい者の財産を不当に処分すること。その他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

(法律上の位置付け)

3 利用者の人権の尊重、及び以下により、施設では虐待防止に向けて取り組む。

(1)「障害者自立支援法」第77条において、地域生活支援事業は、「障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業」としている。

(2)「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第3条第3号において、「指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業

者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。」とし、運営規定に「虐待の防止のための措置に関する事項」を入れなければならない。障害者福祉施設は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。

具体的には、

- ア 虐待の防止に関する責任者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)等を指すものであること。

(虐待の未然防止)

4 虐待の未然防止について施設を挙げて以下のように取り組む。

(1)「虐待防止責任者」の配置

管理者を責任者として設置し、管理者が責任を持って虐待防止に取り組む。

(2)必要な体制の整備

職員の資質向上を図る上で、職場内研修や外部の研修などに計画的に実施するとともに、第三者委員の設置と苦情解決への取り組みや、福祉サービス第三者評価の利用等を行う。

(3)虐待防止委員会の設置

当施設に設置されている「虐待防止委員会」において、虐待防止に取り組むこととし、ヒヤリハット事例の積極的な活用も行う。

虐待相談責任者 … ともに一管理者 上田 千香代

虐待相談受付窓口(担当者) ともに一管理者 上田 千香代

(4)相談・苦情を活かす仕組みづくり

設置されている苦情相談窓口、苦情解決責任者、第三者委員の活用を図るとともに、苦情解決体制の積極的な周知を図る。

(5)日々の業務の点検

職員が客観的に自己評価するため、虐待防止チェックリスト等を活用していく。

(虐待の早期発見)

5 利用者の権利を侵害するささいな行為から虐待へとエスカレートすることを認識し、平素から、利用者・保護者・職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努める。

(虐待の早期対応)

6 組織として一体的に対応することができるよう、虐待への初動対応の方法を予め定め、虐待が発生した場合は、利用者の安全・安心の確保を最優先に初動体制を確保する。

(1) 組織としての対応 ・人権に関する定期的な研修の実施など職員の意識の向上に努め、速やかな報告を職員の義務として認識させる。

(2) 虐待に関する相談・外部からの通報等があった場合は、直ちに虐待防止責任者に報告するとともに、事業所として速やかに一宮市に連絡する。

(2)利用者や家族への配慮 ・虐待防止責任者等は、被害者等のプライバシーの保護や名誉やその他の人権を尊重することを最優先に対応する。また、家族等に対して、速やかに誠意ある対応、説明を行う。

(通報・対応の手順)

7 虐待の情報を得た場合、以下の手順を取ることとする。虐待があった、または疑わしい場面を発見した場合、一宮市へ直接通報する。

通報先:一宮市障害者虐待防止センター 電話:090-1470-5663

センターへつながらない場合は 電話:0586-28-9145 ファックス:0586-26-2231

①情報を得た職員は、速やかに、虐待防止責任者に報告する。

②虐待防止責任者等は、通報の内容等を記録するとともに、情報を分析し、可能性がある場合は一宮市に報告する。

③被害者の保護者等に連絡するとともに、協力医療機関等によるケアなど、利用者の安全・安心の確保のために必要な措置を講ずる。

(指針等の見直し)

8 本指針等は虐待防止委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則

令和4年4月1日制定